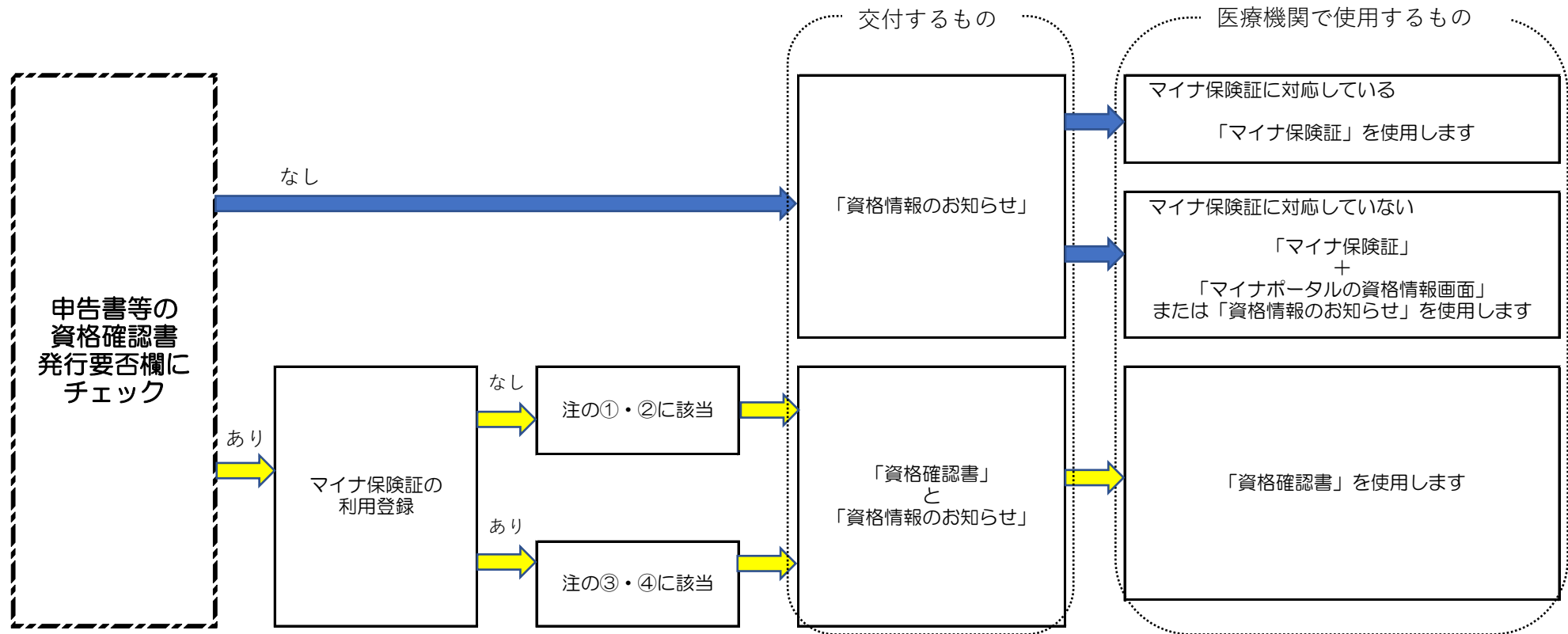


資格取得時等の申告書等届出から交付までの流れ



注 資格確認書の発行が必要な場合は、以下の理由に該当する場合に限り申告書等の発行要否欄にチェックを入れてください。

- ① マイナンバーカードを取得していない、または返納したため
- ② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない、または利用登録を解除したため
- ③ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があるため
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた、または紛失・更新中のため 等

- ※1 「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」を受領した際は、記載の氏名や生年月日等に誤りがないか必ずご確認ください。「資格確認書」を送付した方には、受領書を同封していますので受領日及び受領者についてご記入いただきご返送ください。
- ※2 資格喪失後「資格情報のお知らせ」については返納の必要はありませんが、有効期限内の「資格確認書」については返納してください。有効期限を経過した資格確認書は返納不要ですが、個人情報を含むものであるためご自身で適切に破棄等していただくようお願いいたします。
- ※3 記載事項等変更申告書や（再）交付申請における申請の場合にも、マイナ保険証の利用登録の状況により該当する書類を交付します。